

○農林水産省告示第九百四十四号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の二の項の規定に基づき、昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十号(植物防疫法施行規則別表一の二の項の台湾から発送されるソロ種のパイヤの生果実並びにアーザイン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める等の件)の一部を次のように改正し、昭和六十三年七月十日から施行する。

昭和六十三年七月八日

農林水産大臣 佐藤 隆

四の(イ)に後段として次のように加える。

この場合、生果実は、未包装のままでもくん蒸を行うこととし、一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の五十パーセントを超えないこと。

四の(ロ)及び(ハ)を次のように改める。

(ロ) アーザイン種のマンゴウの生果実については、次のいずれかの方法による消毒が行われたものであること。

ア 蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用

して、生果実の中心部の温度を四十六・五度とし、その温度以上で三十分間消毒し、

その後、速やかに常温まで下げること。

イ くん蒸施設において、その内容積一立方

メートル当たり十六グラムのエチレンダイ

ブロマイドを使用して二十度以上の温度で

二時間くん蒸すること。この場合、生果実

は、未包装のままでもくん蒸を行うこととし、

一回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の五十パーセントを超えないこと。

(ロ) カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実については、くん蒸施設において、(ロ)のイの処理方法によりくん蒸すること。